

令和2年 6月10日

東大和市立小中学校施設使用団体 各位
各小中学校代表世話人及び世話人 各位

東大和教育委員会
教育長 真如 昌美
(公印省略)

東大和市立小中学校施設使用条例に基づく学校施設の使用について

日頃から、市政運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、校庭、体育館等の学校施設につきましては、社会教育法、学校教育法、スポーツ基本法その他関係法令の規定に基づき、学校教育上支障のない範囲において、各学校に協力をいただきながら、社会教育関係団体の皆さまにご使用いただけてきたところであります。

しかし、本年2月頃から国内において新型コロナウイルス感染症の感染拡大が目立ち始め、現在は収束の兆しを見せつつも、依然として予断を許さない状況が継続しておりますことから、令和2年3月2日(月)以降、社会教育関係団体の皆さまには学校施設の使用をお控えいただいているところであります。

あわせて、社会教育関係団体の皆さまが学校施設を使用された場合において、仮にも、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたときには、学校の閉鎖や休校の措置など、児童、生徒はもとより、保護者に与える影響は計り知れず、その影響は広範囲に及ぶものと懸念されます。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では、今後、学校施設を使用していただくに当たり、使用される団体の皆さまに遵守していただく事項(ルール)を別紙のとおり取りまとめました。

なお、現在、各学校で行われている体育館をはじめとする屋内施設を使用した教育活動は、一定の制限下で行われている状況にありますことから、体育館及び教室につきましては、当分の間、原則として20歳以上の方々による団体に限らせていただきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

また、学校施設の消毒に必要な消毒剤(アルコール)、フキン、ゴミ袋等につきましては、市で用意することが難しい状況にありますことから、お手数ではございますが、各団体の負担において準備していただきますようお願いいたします。

令和2年5月25日に、全国で緊急事態宣言が解除されましたが、日本は未だ新型コロナウイルスの脅威の中にあり、今後は「新しい生活様式」の実践を行いながら、感染の「第2波」、「第3波」にも、備えなければなりません。

社会教育関係団体の皆さまにおかれましては、児童、生徒のために、本件趣旨をご理解いただき、感染拡大防止のための取組みを着実に実行していただきますようお願いいたします。

東大和教育委員会社会教育課 高田、真中
電話 042-563-2111 (内線1551、1552)